

平成 23 年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I	平成 23 年分所得税の主な改正事項	2 ページ
II	平成 22 年度の改正事項のうち、平成 23 年分の所得税から適用される主なもの	11 ページ
III	平成 23 年度の改正事項のうち、平成 24 年分の所得税から適用される主なもの	12 ページ
IV	その他の改正事項	13 ページ
V	東日本大震災の被災者等に対する税制上の措置	14 ページ

○ この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。

所法	所得税法
所令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令

所法等改正法附則……現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 82 号）附則

改正所令附則…… 所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 195 号）附則

改正措令附則… 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 199 号）附則

災免法……災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）

震災特例法……東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）

震災特例令……東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成 23 年政令第 112 号）

平成 22 年所法等改正法 ……所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）

平成 22 年所法等改正法附則 …… 所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）附則

平成 20 年所法等改正法附則 ……所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）附則

- この説明書は、平成 23 年 6 月 30 日現在の法令に基づいて作成しています。
- 国税に関するご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。
- 国税庁では、税に関するさまざまな情報をホームページ【www.nta.go.jp】で提供しています。
- この改正のあらまきは、所得税の改正を中心に説明しています。



e-Tax
でデータ送信！
便利な
又は
書面で提出！

申告書の作成は 国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」で!!



※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

I 平成 23 年分所得税の主な改正事項

1 年金所得者の申告手続の簡素化

(1) その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされました（所法 121 ③）。

（注 1） この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

（注 2） 公的年金等以外の所得金額が 20 万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても住民税の申告が必要です。

《適用関係》 この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます（所法等改正法附則 2）。

(2) 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除対象に寡婦（寡夫）控除が加えられました（所法 203 の 3 一ハ）。

《適用関係》 この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用されます（所法等改正法附則 6 ①）。

2 申告義務のある者の還付申告書の提出期間

所得税の確定申告書の提出期間（その年の翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで）について、申告義務のある者の還付申告書の提出期間は、その年の翌年 1 月 1 日から 3 月 15 日までとされました（所法 120 ⑥）。

（注） 申告義務のある者とは、その年分の所得金額の合計額が所得控除の額の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の（特定増築等）住宅借入金等特別控除額の合計額を超える者などをいいます。

《適用関係》 この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます（所法等改正法附則 2）。

3 認定 N P O 法人等に対する寄附金に係る特別控除の創設

(1) 認定 N P O 法人寄附金特別控除の創設

認定特定非営利活動法人（以下「認定 N P O 法人」といいます。）に対して支出したその認定 N P O 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金については、その年中に支出したその寄附金の額の合計額（その年分の総所得金額等の 40% 相当額が限度。）が 2,000 円を超える場合には、寄附金控除（所得控除）との選択により、その超える金額の 40% 相当額（所得税額の 25% 相当額が限度。）をその年分の所得税の額から控除することとされました（措法 41 の 18 の 2）。

（注 1） 税額控除限度額（所得税額の 25% 相当額）は、次の(2)の公益社団法人等寄附金特別控除の額と合わせて判定します。

なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は、これとは別枠で判定します。

また、控除対象寄附金額（総所得金額等の 40% 相当額）及び控除適用下限額（2,000 円）は、寄附金控除（所得控除）並びに政党等寄附金特別控除及び公益社団法人等寄附金特別控除の税額控除対象寄附金の額と合わせて判定します。

(注2) その年分の寄附金につき、この税額控除の適用を受けようとするときは、寄附金の明細書並びに寄附金を受領した旨、寄附金が認定NPO法人の主たる目的である業務に関連するものである旨、寄附金の額及び受領年月日を証する書類を確定申告書に添付しなければなりません。

《適用関係》 この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます（所法等改正法附則23）。

(2) 公益社団法人等寄附金特別控除の創設

特定寄附金のうち、次のイからニまでに掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限り）に対するもの（以下「税額控除対象寄附金」といいます。）については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（その年分の総所得金額等の40%相当額が限度。）が2,000円を超える場合には、寄附金控除（所得控除）との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額が限度。）をその年分の所得税の額から控除することとされました（措法41の18の3）。

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 学校法人等

ハ 社会福祉法人

ニ 更生保護法人

(注1) 税額控除限度額（所得税額の25%相当額）、控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）及び控除適用下限額（2,000円）は、前記(1)(注1)に準じた方法で判定します。

(注2) その年分の寄附金につき、この税額控除の適用を受けようとするときは、寄附金の明細書及び次の書類を確定申告書に添付しなければなりません。

① 寄附金を受領した旨、寄附金とその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領年月日を証する書類

② 所轄庁のその法人が税額控除対象法人であることを証する書類の写し

《適用関係》 この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます（所法等改正法附則23）。

4 税務手続の電子化に伴う改正

電子証明書等特別控除（措法41の19の5）について、税額控除額（改正前：5,000円）が、その適用を受ける年分に応じ、平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げられた上、その適用期限が2年延長されました。

5 特別還付金の支給制度の創設

相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の保険金受取人等である者又はその相続人に対し、平成12年分以後の各年分（その年分の所得税について、更正をすることができる場合又は期限後申告書を提出することができる場合の年分を除きます。）の保険年金に係る所得のうち、所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金（「特別還付金」）を支給することとされました（措法97の2）。

※ この改正については、個人課税課情報第5号「特別還付金の支給制度等について（情報）」（平成23年6月30日）（国税庁ホームページに掲載しています。）をご覧ください。

6 金融証券税制の改正

- (1) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されました（平成20年所法等改正法附則32、33、43、45、94）。
- (2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（措法9の8、37の14）について、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に次のものが追加された上、施行日が2年延長され平成26年1月1日から適用することとされました（措法37の14⑤、措令25の13⑨、平成22年所法等改正法附則1、52、61、64）。
 - イ 非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が行う募集により取得した上場株式等
 - ロ 非課税口座内上場株式等について無償で割り当てられた上場新株予約権で、その割当ての際に非課税口座に受け入れられるもの
 - ハ 2以上の非課税口座で管理している同一銘柄の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得した上場株式等
- (3) 次の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、その配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が100分の3（改正前：100分の5）以上に引き下げられました（措法8の4①、9の3、9の8）。
 - イ 上場株式等に係る配当所得の課税の特例
 - ロ 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例
 - ハ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税《適用関係》 上記イ及びロの特例については、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用され、上記ハの特例については、平成26年1月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます（所法等改正法附則26、27、29）。
- (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等（措法37の11の3）について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割り当てられた上場株式等で一定のものなどが追加されました（措令25の10の2⑮）。
- (5) 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の対象とされる短期公社債の範囲について、新たに財政法第4条の規定により発行される国債及び特例国債を対象とすることに伴い、発行日から償還期限までの期間が1年以下である全ての国債が対象とされました（措法41の12⑨一）。
《適用時期》 この改正は、平成23年6月30日以後に発行される特定短期公社債について適用されます（所法等改正法附則42①）。

7 住宅税制

- (1) 住宅借入金等特別控除（措法41）及び特定増改築等住宅借入金等特別控除（措法41の3の2）について、次の改正が行われました。
 - イ 住宅の新築、取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）の対価の額又は費用の額に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。以下7において同じです。）の交付を受ける場合には、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からその補助金等の額を控除することとされました（措法41⑥、措令26⑤⑳、措令26の4②）。

特定増改築等住宅借入金等特別控除について、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した残額が30万円を超える場合にこの控除を適用することができることとされました（措法41の3の2②⑤⑥、措令26の4②）。

ロ 住宅の取得等に際し住宅取得等資金の贈与を受け、住宅取得等資金の贈与税の非課税（措法70の2）又は相続時精算課税選択の特例（措法70の3）を適用した場合の住宅借入金等特別控除の計算における家屋等の取得対価の額は、その特例の適用を受けた部分の金額を控除した残額とすることが法令に規定されました（措令26⑤②①）。

ハ 住宅借入金等特別控除における増改築等の対象又は特定増改築等住宅借入金等特別控除における断熱改修工事等の対象となる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める一定のエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替えを加える措置（いわゆる省エネ要件の緩和措置）が平成24年12月31日まで延長されました（措令26④、26の4⑦⑱）。

《適用関係》 これらの改正は、居住者が平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合について適用されます（所法等改正法附則40、41、改正措令附則15）。

(2) **住宅耐震改修特別控除**（措法41の19の2）について、適用対象となる地域の要件が廃止されるとともに、住宅耐震改修の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その住宅耐震改修に要した費用の額からその補助金等の額を控除することとされました。

《適用関係》 この改正は、平成23年6月30日以後に住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用されます（所法等改正法附則46）。

(3) **住宅特定改修特別税額控除**（措法41の19の3）について、次の改正が行われた上、その適用期限が平成24年12月31日まで2年延長されました。

イ 高齢者等居住改修工事等に係る税額控除額の上限額（改正前：20万円）が、その適用を受ける年分に応じ、平成23年分は20万円、平成24年分は15万円に引き下げられました。

ロ 一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その一般断熱改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除することとされました。

《適用関係》 上記ロの改正は、平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約を締結する場合について適用されます（所法等改正法附則47）。

8 外国税額控除制度の改正

(1) 複数の税率の中から納税者と外国当局等との合意により税率が決定された税（その複数の税率のうち最も低い税率を上回る部分に限ります。）は外国所得税に含まれないこととされました（所令221）。

《適用関係》 この改正は、平成23年6月30日以後に納付することとなる外国所得税について適用されます（改正所令附則7）。

(2) 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課することができることとされる所得（その租税条約の規定において控除限度額の計算に当たって考慮しないものとされるものを除きます。）でその条約相手国等において外国所得税が課されるものについては、国外所得に該当するものとされました（所令222）。

9 事業所得等関係

(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除の創設

青色申告書を提出する個人が、平成23年6月30日から平成26年3月31日までの期間内に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、その取得等の日から1年以内に事業の用に供した場合には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却（中小企業者については、7%相当額の特別税額控除との選択適用）ができることとされました。ただし、特別税額控除額についてはその年分の所得税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとされました（措法10の2の3）。

(2) 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除の創設

青色申告書を提出する個人で、本年及び前年において離職者がいないことにつき証明がされたものが、平成24年から平成26年までの各年分のうち、基準雇用者数が5人以上（中小企業者については、2人以上）及び基準雇用者割合が10%以上であることにつき証明がされ、かつ、給与等支給額が比較給与等支給額以上である年分において一定の事業を行っている場合には、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとされました。ただし、その年分の所得税額の10%相当額（中小企業者については、20%相当額）を限度とします（措法10の6）。

(3) 特定設備等の特別償却（措法11）について、次の改正が行われました。

イ 公害防止用設備の特別償却について、償却割合が8%（改正前：14%）に引き下げられました。

ロ 船舶の特別償却について、経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合が16%（改正前：18%）に引き下げられました。

(4) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法12）について、次の改正が行われました（措令6の3）。

イ 半島振興対策実施地域に係る措置について、対象となる事業に農林水産物等販売業が追加されるとともに、過疎地域に類する地区の対象となる事業から旅館業が除外された上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。

ロ 過疎地域に係る措置の適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。

ハ 離島振興対策実施地域に係る措置について、対象となる事業につき、情報サービス業等が追加されるとともに、農林水産物等販売業が除外されたほか、過疎地域に類する地区の要件が見直された上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。

ニ 奄美群島に係る措置について、過疎地域に類する地区の対象となる事業から旅館業が除外された上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。

ホ 振興山村に係る措置について、対象となる事業からソフトウェア業が除外された上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。

(5) 医療用機器等の特別償却（措法12の2）について、次の改正が行われた上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。

イ 高度な医療の提供に資する医療用機器又は先進的な医療用機器に係る償却割合が12%（改正前：14%）に、医療の安全の確保に資する医療用機器に係る償却割合が16%（改正前：20%）にそれぞれ引き下げられました。

ロ 対象となる医療用機器から新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確

保に資する医療用機器が除外されました。

- (6) **障害者を雇用する場合の機械等の割増償却**（措法 13）について、対象となる要件に、基準雇用障害者数が 20 人以上であって、重度障害者割合が 50% 以上であること及び雇用障害者数が法定雇用障害者数以上であることが追加され、改正前の要件との選択適用とされた上、その適用期限が平成 26 年 3 月 31 日まで延長されました。

- (7) **次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却の創設**

青色申告書を提出する個人が、平成 24 年から平成 26 年までの各年分（以下(7)において「指定期間」といいます。）において、次世代育成支援対策推進法の次世代育成支援対策に係る基準に適合するものである旨の認定（その指定期間内において最初に受けるものに限りま

す。）を受けた場合には、その認定を受けた日の属する年分の 12 月 31 日において有する建物等で事業の用に供されているもの（その認定に係る同法の一般事業主行動計画の計画期間開始の日からその年分の 12 月 31 日までの間において取得等をしたものに限りま

す。）について、その普通償却費の 32% の割増償却ができることとされました（措法 13 の 4）。

- (8) **高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却**（措法 14）について、対象となる住宅を高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち一定のものとされ

るとともに、その割増率が 28%（耐用年数が 35 年以上であるものについては、40%）とされた上、その適用期限が平成 25 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措令 7）。

- (9) **特定再開発建築物等の割増償却**（措法 14 の 2）について、次の改正が行われた上、その適用期限が平成 25 年 3 月 31 日まで延長されました（措令 7 の 2）。
- イ 都市再開発法の施設建築物に係る措置について、対象となる建築物が地上階数 4 以上の中高層の耐火建築物である施設建築物とされました。

ロ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、対象となる都市再生事業に係る要件が改正されました。

ハ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定計画に係る特別特定建築物に係る措置について、対象となる建築物から床面積が 50,000 平方メートル以上の建築物が除外されました。

ニ 雨水貯留浸透施設に係る措置について、浸透性舗装に係る面積要件が 5,000 平方メートル（改正前：3,000 平方メートル）以上に引き上げられました。

- (10) **倉庫用建物等の割増償却**（措法 15）について、対象となる区域から鉄道貨物駅の周辺区域が除外されるとともに、対象となる臨港地区が輸出入に係る貨物の流通の拠点となる地区として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する地区とされ、その適用期限が平成 25 年 3 月 31 日まで延長されました（措令 8）。

- (11) 次の特例の適用期限が平成 25 年 3 月 31 日まで延長されました。

① 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却（措法 11 の 4）

② 農業経営基盤強化準備金（措法 24 の 2）

- (12) 次の特例の適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで延長されました。

① エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の即時償却（措法 10 の 2 の 2 ⑥）

② 事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却（措法 10 の 4 ①）

③ 事業革新設備等の特別償却（措法 11 の 2 ①）

④ 資源需給構造変化対応設備等の即時償却（措法 11 の 2 ③）

⑤ 集積区域における集積産業用資産の特別償却（措法 11 の 3）

⑥ 岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金（措法 20 の 2）

- (13) 次の特例の適用期限が平成 24 年分まで延長されました。
- ① 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例（措法 10 の 2）
 - ② 事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除（措法 10 の 4 ⑥）
- (14) 次の特例について、所要の経過措置が講じられた上、廃止されました。
- ① 地震防災対策用資産の特別償却（旧措法 11 の 2）
 - ② 建替え病院用等建物の特別償却（旧措法 12 の 3）
 - ③ 障害者対応設備等の特別償却（旧措法 13 ③）
- (15) 特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例（措法 28）について、対象となる負担金に独立行政法人農畜産業振興機構の業務のうち畜産業の振興に資する一定の事業に係る業務に係る基金に充てるための負担金が追加されました（措令 18 の 4）。

10 山林所得関係

山林所得に係る森林計画特別控除（措法 30 の 2）について、その適用期限が 1 年延長され、平成 24 年分までとされました。

11 譲渡所得関係

- (1) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法 37、37 の 4）について、次の改正が行われた上、その適用期限が 3 年延長され平成 26 年 12 月 31 日までとされました。
- イ 既成市街地等の内から外への買換えについて、買換資産のうち農業及び林業以外の事業の用に供されるものが都市計画法の市街化区域のうち同法の規定により区域区分を定めるものとされている区域内にあるものに限定されました。
- ロ 都市開発区域等及び誘致区域の外から内への買換えについて、都市開発区域等の対象から半島振興対策実施地域及び離島振興対策実施地域が除外されました。
- ハ 日本船舶から日本船舶の買換えについて、環境への負荷の低減に係る要件が見直されたほか、買い換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回っていることが要件に追加されるとともに、買換資産となる漁船が一定の要件に該当するものに限定されました。
- ニ 次の買換えが適用対象から除外されました。
- ① 大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の買換え
 - ② 騒音規制地域の内から外への騒音発生施設の買換え
 - ③ 水質汚濁規制水域の特定施設等及び公共用水域の湖沼特定施設等の買換え
 - ④ 市街化区域又は既成市街地等の内から外への林業用土地等の買換え
 - ⑤ 誘致区域の外から内への買換えのうち流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区に係る措置
 - ⑥ 農村地域工業等導入促進法の農村地域及び誘致区域の外から同法の実施計画において定められた工業等導入地区内への買換え
 - ⑦ 市街地区域又は既成市街地等の地域内における建物の高層化に伴う買換え
 - ⑧ 人口集中地区の区域内における木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え
 - ⑨ 防災再開発促進地区内における認定建替計画による買換え
 - ⑩ 内航日本船舶から内航日本船舶以外の減価償却資産への買換え
- ホ 短期所有（所有期間 5 年以下）土地等の譲渡に対する特例の不適用措置の適用停止期限が、2 年延長され平成 25 年 12 月 31 日までとされました。
- 《適用関係》 上記イ、ハの改正は、平成 23 年 6 月 30 日以後に取得をする資産について適用

されます（所法等改正法附則 35 ③）。

上記ロ及びニ④、⑤の改正は、平成 23 年 6 月 30 日以後に行う資産の譲渡について適用されます（所法等改正法附則 35 ⑤）。

上記ホの改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます（所法等改正法附則 23）。

- (2) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法 37 の 5）について、特定民間再開発事業の施行区域内における中高層耐火建築物への買換への対象となる譲渡資産から、個人の事業の用に供しているものが除外されました。

《適用関係》 この改正は、平成 23 年 6 月 30 日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用されます（所法等改正法附則 35 ⑥）。

- (3) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例（措法 37 の 9 の 2）について、次の改正が行われた上、その適用期限が平成 25 年 3 月 31 日まで延長されました。

イ 適用対象となる事業用地の区域が都市再生緊急整備地域に限定されました。

ロ 所有隣接土地等の交換又は譲渡による譲渡益に係る課税の繰延べ割合が 80%（改正前：100%）に引き下げられました。

《適用関係》 この改正は、平成 23 年 6 月 30 日以後に行う所有隣接土地等の交換又は譲渡について適用されます（所法等改正法附則 35 ⑦）。

- (4) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税（措法 40）について、この非課税の適用がある場合において、認定 N P O 法人寄附金特別控除又は公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるときは、その対象となる寄附金については、その寄附に係る譲渡所得等の金額で譲渡所得等の特別控除額を控除しないで計算した金額等に相当する部分が除かれることとされました。

《適用関係》 この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます（所法等改正法附則 2）。

12 その他の改正事項

- (1) 贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。）（以下「相続等」といいます。）により定期預金、株式等その他の金融資産を取得した場合において、その相続等に係る被相続人等に生じている未実現の利子、配当等は、実現段階で相続人等に課税されるというこれまでの取扱いが法令に規定されました（所法 67 の 4）。

すなわち、居住者が相続等により利子所得、配当所得、一時所得又は雑所得の基因となる資産を取得した場合におけるその資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算については、別段の定めがあるものを除き、その者が引き続きその資産を所有していたものとみなして、所得税法の規定を適用することとされました。

《適用関係》 この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます（所法等改正法附則 2）。

- (2) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等について、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の制定に伴い、次の改正が行われました（措法 29 の 3）。

イ この特例の対象となる新株予約権等に、同法に規定する外国法人で株式会社であるもの（同法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までに同法の認定を受けたものに限り、以下「特定外国株式会社」といいます。）が会社法に相当する外国の法令の規定に基づく付与決議等により発行する新株予約権で、その特定外国株式会社が設立した認定研究開発事業者又は認定統括事業者（以下「認定事業会社」といいます。）の取締役等である個人に付与されるもの（同法の認定の日から起算して 3 年を経過する日までに付与契約が締結されたものに限り、以下「特定外国新株予約権」といいます。）が追加されました。

ロ 認定事業会社の解散その他一定の事由が生じた場合には、その時に、その時の価額で上記イの適用を受けて取得した株式の譲渡があったものとみなして、所得税を課することとされました。

ハ 認定事業会社は、特定外国新株予約権の付与に関する調書を付与日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、特定外国株式の異動状況に関する調書を毎年 1 月 31 日までに、税務署長に提出しなければならないこととされました。

《適用関係》 この改正は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日以後に行う特定外国新株予約権の行使について適用されます（所法等改正法附則 34）。

- (3) **特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例**（措法 41 の 19）について、総合特別区域法の制定に伴い、その適用対象となる株式の範囲に、平成 26 年 3 月 31 日までに同法の規定による指定を受けた同法に規定する指定会社により発行される株式でその指定の日から同日以後 3 年を経過する日までの間に発行されるものが追加されました。

《適用関係》 この改正は、総合特別区域法の施行の日以後に払込みにより取得をする特定新規株式について適用されます（所法等改正法附則 45）。

- (4) **特定寄附信託の利子所得の非課税の創設**

特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる公社債等の利子等（その公社債等がその信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額に限り、以下「特定寄附信託利子所得」といいます。）については、所得税を課さないこととされました（措法 4 の 5 ①）。

なお、特定寄附信託契約に基づき公益社団法人等に対して寄附した金額のうち、上記により非課税となった利子等に相当する金額に係る部分は、寄附金控除、認定 N P O 法人寄附金特別控除及び公益社団法人等寄附金特別控除の対象とはなりません（措法 4 の 5 ⑥）。

《適用関係》 この改正は、平成 23 年 6 月 30 日以後に締結する特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる利子等について適用されます（所法等改正法附則 24）。

- (5) **生命保険契約等に基づく年金又は一時金に係る雑所得又は一時所得の金額の計算上**、その支払を受けた金額から控除する保険料又は掛金の総額は、その生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から、事業を営む個人又は法人がその個人のその事業に係る使用人又はその法人の使用人（役員を含みます。以下同じです。）のために支出したその生命保険契約等に係る保険料又は掛金でその個人のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又はその法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金に算入されるもののうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額を控除して計算することが明らかにされました（所令 183、184）。

《適用関係》 この改正は、平成 23 年 6 月 30 日以後に支払を受けるべき生命保険契約等に基づく年金又は一時金に係る保険料又は掛金について適用されます（改正所令附則 5、6）。

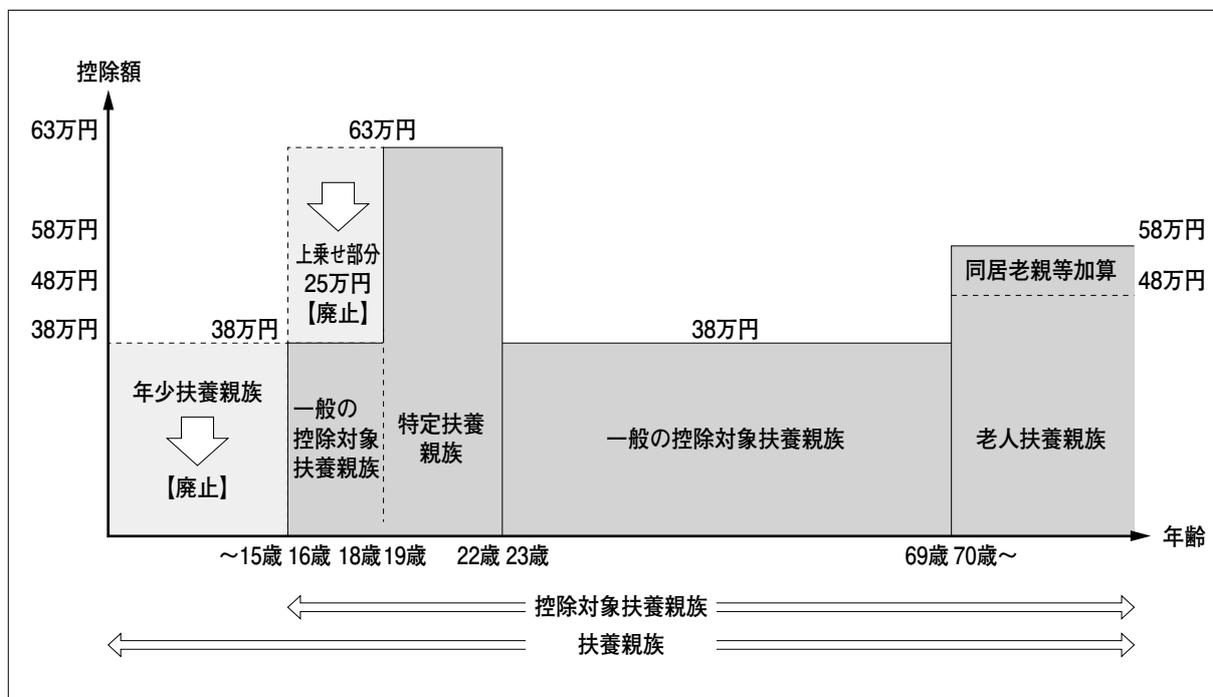
Ⅱ 平成 22 年度の改正事項のうち、平成 23 年分の所得税から適用される主なもの

1 扶養控除等の改正

- (1) 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢 16 歳未満の者をいいます。）に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上の扶養親族とされました（所法 2、84、平成 22 年所法等改正法附則 5）。
- (2) 年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分（25 万円）が廃止され、扶養控除の額が 38 万円とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族とされました（所法 2、84、平成 22 年所法等改正法附則 5）。
- (3) 扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に 35 万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が 75 万円（改正前：40 万円）に引き上げられました（所法 79、平成 22 年改正前の措法 41 の 16、平成 22 年所法等改正法附則 5）。

【参考】

○扶養控除の改正の概要



○改正後の扶養控除

区 分		控 除 額
一般の控除対象扶養親族		380,000 円
特定扶養親族		630,000 円
老人扶養親族	同居老親等以外	480,000 円
	同居老親等	580,000 円

○改正後の障害者控除

区 分	控 除 額	
	本 人	控除対象配偶者 又は扶養親族
障害者	270,000 円	
特別障害者	400,000 円	
同居特別障害者	750,000 円	

(注) 障害者控除は、年少扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がないときにおいても適用されます。

2 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例（平成 22 年改正前の措法 29）について、その適用期限（平成 22 年 12 月 31 日）の到来をもって廃止されました。なお、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対しては、廃止前の特例を引き続き適用するための所要の経過措置が講じられました（平成 22 年所法等改正法附則 58）。

3 支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却（措法 13 の 2）について、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、障害者就労支援事業所となる事業所の判定要件における労働者に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者が追加されました（措令 6 の 7）。

Ⅲ 平成 23 年度の改正事項のうち、平成 24 年分の所得税から適用される主なもの

1 減価償却の改正

(1) 耐用年数の短縮特例について、国税局長の承認を受けた未経過使用可能期間（改正前：使用可能期間）をもって耐用年数とみなし、償却費の計算の基礎となる取得価額等を調整する制度とされました（所令 130）。

《適用関係》 この改正は、平成 24 年以後の各年分において承認を受ける場合のその承認に係る減価償却資産の償却費について適用されます（改正所令附則 4）。

(2) 陳腐化償却が廃止されました（旧所令 133 の 2）。

2 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の改正

先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等が加えられました（措法 41 の 14）。

イ 商品先物取引法第 2 条第 14 項第 1 号から第 5 号までに掲げる取引で同法に規定する店頭商品デリバティブ取引の差金等決済

ロ 金融商品取引法第 2 条第 22 項第 1 号から第 4 号までに掲げる取引で同法に規定する店頭デリバティブ取引の差金等決済

ハ 金融商品取引所に上場されていない金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号に掲げる有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又はその有価証券の譲渡

《適用関係》 この改正は、先物取引に係る差金等決済で平成 24 年 1 月 1 日以後に行われるものについて適用されます（所法等改正法附則 43）。

3 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、次の改正が行われた上、その適用期限が平成 26 年分まで 3 年延長されました（措法 25）。

(1) 免税対象飼育牛の売却頭数要件の上限が年間 1,500 頭（改正前：年間 2,000 頭）に引き下げられました。

(2) 免税対象飼育牛の対象範囲から売却価額 80 万円（改正前：100 万円）以上の交雑牛が除外されました。

《適用関係》 この改正は、平成 24 年分以後の所得税について適用されます（所法等改正法附則 32）。

4 交通用具使用者の通勤手当の非課税（所法 9）について、交通用具使用者が交通機関を利用するとした場合に負担することとなる運賃相当額まで非課税限度額を上乗せする特例が廃止され、通勤手当が非課税限度額を超える場合には、その非課税限度額を超える金額に所得税が課されることとされました（所令 20 の 2）。

《適用関係》 この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用されず（改正所令附則 3）。

IV その他の改正事項

1 地方議会議員年金制度廃止に伴う措置

地方議会議員年金制度の廃止に伴い、経過措置として支給される給付については、次のとおりとされました。

(1) 退職年金については、公的年金等控除の対象とされました（所令 82 の 2 ④四）。

(2) 退職一時金（加算して支給されるものを含みます。）については、退職手当等とみなすこととされました（所令 72 ①二）。

(3) 遺族一時金（加算して支給されるものを含みます。）、公務傷病年金及び遺族年金については、所得税を課さないこととされました（地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 56 号））。

2 金地金等の譲渡の対価に係る支払調書

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、国内において金地金又は白金地金(金貨及び白金貨を含みます。以下「金地金等」といいます。)の譲渡の対価の支払をする者(金地金等の売買を業として行う者に限ります。)は、その支払金額等を記載した支払調書を、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに、その支払をする者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました(所法 224 の 6、225 ①十四)。

(注) 同一人に対するその金地金等の譲渡の対価の支払金額が 200 万円以下である場合には、その金地金等の譲渡の対価に係る支払調書の提出は要しません(所令 350 の 7)。

《適用関係》 この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に行われる金地金等の譲渡について適用されます(所法等改正法附則 8)。

3 故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

確定申告書等(所得税の特例に係る義務的修正申告書又は義務的期限後申告書を含みます。)をその提出期限までに提出しないことにより所得税を免れた者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされました(所法 238、措法 42 の 3)。

《適用関係》 この改正は、公布の日から起算して 2 月を経過した日以後にした違反行為について適用されます(所法等改正法附則 1、92)。

V 東日本大震災の被災者等に対する税制上の措置

東日本大震災(以下「大震災」といいます。)の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めた東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)が平成 23 年 4 月 27 日に公布・施行され、次の措置が講じられています。

(注) 「東日本大震災」とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます(震災特例法 2 ①)。

1 雑損控除の特例等

(1) 大震災により住宅や家財等について生じた損失について、平成 22 年分の総所得金額等から雑損控除として控除できることとされました(震災特例法 4、所法 72)。

(2) 大震災に係る損失額について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない雑損失の繰越期間が 5 年とされました(震災特例法 5、所法 71)。

2 災害減免法による税金の軽減免除の特例

大震災により住宅や家財について被害を受けた者の災害減免法による税金の軽減免除の適用について、平成 22 年分の所得税について適用することができることとされました(震災特例法 49、災免法 2)。

3 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等

(1) 事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産等につき大震災により生じた損失(以下「被

「被災事業用資産の損失」といいます。)について、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入できるとされました(震災特例法6)。この場合において、青色申告者について平成22年分の所得において純損失が生じたときは、被災事業用資産の損失も含めて、平成21年分の所得への繰戻し還付ができることとされました(所法140)。

(2) 被災事業用資産の損失を有する者の被災事業用資産の損失による純損失の金額及び平成23年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間が5年とされました(震災特例法7、震災特例令9、所法70)。

イ 青色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上である者の有する被災事業用資産の損失による純損失を含む平成23年分の純損失の金額

ロ 白色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上である者の有する被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失の合計額

4 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例

住宅借入金等特別控除等の適用を受けていた者のその居住の用に供していた家屋が大震災により被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の各年において、住宅借入金等を有するときは、残りの適用期間について引き続きこの控除を適用することができることとされました(震災特例法13)。

5 震災関連寄附に係る寄附金控除及び税額控除の特例

平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間に支出した震災関連寄附金(※)について、次の措置が講じられました。

※ 「震災関連寄附金」とは、国又は大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金及び大震災に関連する財務大臣が指定寄附金として指定した寄附金をいいます。

(1) 震災関連寄附金に対する寄附金控除の控除対象限度額が、総所得金額等の80%相当額とされました(震災特例法8①、所法78)。

(2) 認定NPO法人(寄附金の募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限り)及び社会福祉法人中央共同募金会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、寄附金控除(所得控除)との選択により、その超える金額の40%相当額(所得税額の25%相当額が限度)をその年分の所得税額から控除することとされました(震災特例法8②)。

6 被災代替資産の特別償却

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、①被災した資産(建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両)の代替として取得した資産を事業の用に供した場合、②被災区域内において取得した資産(建物、構築物、機械装置)を事業の用に供した場合について、これらの減価償却資産の取得価額にその取得等の時期に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができることとされました(震災特例法11)。

7 特定の資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間(以下「対象期間」といいます。)内に、次の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日の属する年の 12 月 31 日までに取得をし、かつ、その取得の日から 1 年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡所得については課税を繰り延べることができることとされました(震災特例法 12)。

イ 被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物若しくは構築物で、平成 23 年 3 月 11 日前に取得がされたものから、国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え

ロ 被災区域である土地以外の土地の区域内にある土地等、建物又は構築物から、被災区域である土地等又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え

※ 東日本大震災の被災者等に対する税制上の措置については、個人課税課情報第 3 号「東日本大震災により損害を受けた場合の所得税の取扱い(情報)」(平成 23 年 4 月 27 日)(国税庁ホームページに掲載しています。)をご覧ください。